

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	町田市 介護保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和8年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の100の項、別表の135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) 131、132、160の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課
②所属長の役職名	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課長、財務部納税課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者等
その必要性	介護保険法に基づき、被保険者に対して適正な資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、保険給付及び地域支援事業の給付事務を行うため、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (戸籍、口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報は対象者を正確に特定するため。 ・連絡先等情報は、被保険者の資格・賦課・徴収・還付・認定・給付事務等の基本情報として管理、並びに通知事務等を正確に行うため。 ・地方税関係情報は、介護保険料を計算し、賦課及び徴収等を正確に行うため。 ・健康・医療関係情報は、主治医の意見書等を必要とするため。 ・医療保険関係情報は、医療費情報等を基に高額医療介護サービス費等の給付事務等を正確に行うため。 ・障害者福祉関係情報は、被保険者の適用除外の確認等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、被保険者の資格・賦課・徴収・給付事務等の基本情報として管理するため。 ・介護・高齢者福祉関係情報は、介護保険及び地域支援事業の事務を行うため。 ・年金関係情報は、被保険者の賦課・徴収・給付事務等の基本情報として管理するため。 ・災害関係情報は、介護保険料等の軽減等を行うため。 ・戸籍情報は、還付申請等の際に、続柄の確認を行うため。 ・口座情報は、介護保険料の口座振替登録及び還付事務等を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (団体内の対応部署) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、都道府県等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (日本年金機構等)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (宛名システム兼連携システム、サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	介護保険法その他の介護保険に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、被保険者に対して適正な資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、保険給付及び地域支援事業の給付事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	資格管理事務、賦課・徴収及び還付事務、要介護(要支援)認定事務、又は保険給付及び地域支援事業の給付事務等の介護保険事務を適正に行うため。	
	情報の突合	資格管理資料、賦課・徴収及び還付資料、認定情報資料又は保険給付及び地域支援事業の給付資料に記載された個人番号と宛名システム兼連携システムの情報を突合し、個人を特定する。特定できない場合には、住基ネットを利用し、個人を特定する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1		
介護保険システムの保守業務		
①委託内容	当該システムを安定的に使用するため、障害対応や法改正対応等によるシステムの構成変更対応等を実施する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項2～5		
委託事項2		
介護保険システムの運用業務		
①委託内容	当該システムを効率的に使用するため、稼働監視を実施する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 NTTデータ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項3		
外部記録媒体保管業務		
①委託内容	当該システムのバックアップデータを保存した外部記録媒体を遠隔地に保管する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項4		要介護(要支援)認定調査日程調整業務
①委託内容		要介護(要支援)認定調査日程調整に係る事務
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項5		認定申請受付業務委託
①委託内容		要介護(要支援)認定申請に係る事務処理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項6～10		
委託事項6		保険者事務共同処理事務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)
①委託内容		高額医療合算介護(予防)サービス費の被保険者向け勧奨通知作成及び高額障害福祉サービス等給付費の障害者総合支援法にもとづくサービス受給者向け介護保険利用者負担額の情報提供業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (28) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(7項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(11項)
②提供先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(15項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(27項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(38項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先10	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(56項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先11～15	

提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(65項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(70項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(80項)
②提供先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先15	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(83項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先16～20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(86項)
②提供先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(87項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(108項)
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先19	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先20	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(116項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先21	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(125項)
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先21～25	
提供先22	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(128項)
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先23	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(132項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(158項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先28	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(161項)
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

移転先1	地域福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42項)
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (宛名システム兼連携システム)
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先2～5	
移転先2	いきいき生活部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69項)
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (宛名システム兼連携システム)
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

移転先3	いきいき生活部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115項)
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (宛名システム兼連携システム)
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先4	地域福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例別表第2(1項)
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する情報であって市規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険法第9条に基づく、町田市が行う介護保険の被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (宛名システム兼連携システム)
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<事務室における措置>

町田市情報セキュリティポリシーにより規定

- ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。
- ・職員については、名札を着用している。
- ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退室管理をしている。
- ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。
- ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<クラウド環境における措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップは同じデータセンター内の本番環境とは別のサーバー内に保存される。

7. 備考

-

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙「個人情報ファイル簿」のとおり

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人情報ファイル簿

2023年4月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	介護保険被保険者管理	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部介護保険課	
4	個人情報ファイルの利用目的	介護保険事業における被保険者資格の適正な管理及び介護保険料の賦課・徴収・還付 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	D V被害者等支援措置を含む
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 収監	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 暗証番号	○	窓口で利用者自身が契約している金融機関に本人確認を行うため収集。但し、蓄積はしない。
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(1) 基本的項目 代理人	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 苦情	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	2号被保険者の被保険者証交付申請のため、及び成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。
5	(3) 社会的地位等に関する項目 利用施設名	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	被保険者資格の適用除外 要件であることを確認するため、及び成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。

5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集。
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集。
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	助成の事実のみ。成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	介護保険料減免申請の要件確認のため収集。
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集。
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集。
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	介護保険料減免申請の要件確認のため収集。
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	被保険者資格の適用除外対象であることを確認するため収集。
5	(6) 心身等に関する項目 死亡の原因	○	介護保険料減免申請の要件確認のため収集。
6	記録範囲	① 第1号被保険者 65歳以上の市民及び65歳以上で町田市の被保険者資格を有する他市区町村居住者 ② 第2号被保険者の一部 40歳から64歳で、町田市に居住する介護認定申請者及び町田市の被保険者資格を有する他市区町村居住者 ③ ①②の親族 ④ ①の相続人 ⑤ ①②に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑥ ⑤が法人の場合、その代理人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部介護保険課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2023年4月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	介護保険給付管理	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部介護保険課	
4	個人情報ファイルの利用目的	介護保険事業における要介護認定及び給付管理 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 代理人	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(1) 基本的項目 利用者ID	○	電子申請者のみ
5	(1) 基本的項目 暗証番号	○	電子申請者のみ
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好	○	喫煙やアルコール依存症についてのみ収集
5	(2) 思想・信条等に関する項目 苦情	○	電子申請において問い合わせ内容を記録するため
5	(2) 思想・信条等に関する項目 問い合わせ	○	電子申請において問い合わせ内容を記録するため
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	審査会委員、介護苦情解決専門員及び苦情申立人の職業を確認するため、介護保険事業所就業者の勤務形態を確認するため、交通事故等の加害者及び損害保険加入者の職業を確認するため
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		

5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 利用施設名	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	審査委員会・住宅改修アドバイザー・福祉用具アドバイザー及び介護保険事業所就業者の資格を確認するため・成年後見の送付先登録時の資格確認のため・要介護認定調査員研修事務の参加資格確認のため収集
5	(4) 成績・資格等に関する項目 所見	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	罹災状況の調査のため 介護保険負担限度額認定に関する調査のため
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	罹災状況の調査のため 住宅改修費対象住宅の所有状況・住宅改修費用調査のため 介護保険負担限度額認定に関する調査のため
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	介護保険負担限度額認定に関する調査のため
5	(5) 財産・収入に関する項目 保険給付状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 自己負担額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 建物の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 事故（損害）の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 加入保険	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 自動車名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿（写真）	○	写真は、身分を公的身分証で確認するために収集 (成年後見の送付先登録時の資格確認も含む)
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 要介護認定審査	○	
5	(6) 心身等に関する項目 日常生活動作	○	
5	(6) 心身等に関する項目 事故（怪我）の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	
5	(6) 心身等に関する項目 介助の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 福祉機器の利用状況	○	

5	(6) 心身等に関する項目 行動・性格	○	
6	記録範囲	1. 要介護認定申請者 2. 要介護認定調査員 3. 要介護認定申請者のかかりつけ医 4. 介護認定審査会委員 5. 生活保護受給者（介護扶助希望者） 6. 介護苦情解決専門員 7. 苦情申立人 8. 介護保険利用者負担減免認定申請者 9. 住宅の所有者（住宅改修費対象住宅） 10. 自立支援給付対象の障がい児・者 11. 介護保険事業所就業者 12. 情報開示請求者 13. 12が法人の場合、その代理人 14. 国民健康保険被保険者 15. 後期高齢者医療制度被保険者 16. 交通事故等の加害者及び損害保険加入者 17. 1、5、7、8、9、10、12、14、15、16に係る成年後見人・保佐人・補助人 18. 17が法人の場合、その代理人 19. 1、8、10の親族 20. 介護予防・生活支援サービス事業対象者 21. 住宅改修アドバイザー 22. 福祉用具アドバイザー	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報管理票

2023年7月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	介護予防・生活支援サービス事業対象者管理	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部介護保険課	
4	個人情報ファイルの利用目的	介護予防・生活支援サービス事業における資格及び給付管理 生計困難者に対する利用者負担の軽減	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 代理人	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 苦情	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	苦情申立人の職業を確認するため
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 利用施設名	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 所見	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況		

5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名		
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号		
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 自己負担額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	成年後見の送付先登録の該当確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	介護予防・生活支援サービス事業対象者であることを含む。
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿（写真）	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 介護認定審査	○	
5	(6) 心身等に関する項目 日常生活動作	○	介護予防・生活支援サービス事業対象者であることを含む。
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	
5	(6) 心身等に関する項目 介助の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 福祉機器の利用状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 行動・性格	○	
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	① 65歳以上で町田市の介護保険被保険者資格を有する者のうち、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者※ ② 40歳から64歳で町田市の介護保険被保険者資格を有する者のうち、要支援認定を受けた者 ③ ①②の親族 ④ 苦情申立人 ⑤ サービス事業所就業者 ⑥ 自立支援給付対象の障がい児・者 ⑦ 国民健康保険被保険者 ⑧ 後期高齢者医療制度被保険者 ⑨ ①②④⑦⑧に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑩ ⑨が法人の場合、その代理人 ⑪ ①②の相続人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部介護保険課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	○	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・申請・届出等の窓口において申請・届出等の内容や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・本人確認は、番号法第16条の規定に基づき対応する。 ・必要に応じたシステムへの情報入力後、入力内容の確認を厳格に行う。 ・申請書等の記載内容については、記載例を明示しており誤りが無い記載に誘導できる。 ・申請書等に記載された情報以外は入力できないシステム仕様になっている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>権限外の者による特定個人情報の入手が行われるリスクに対して以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。 ・端末に情報を残さない仕組みであるシンクライアントシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。 ・権限管理が実施できるシステムを導入している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・宛名システム兼連携システム等における個人番号を番号法及び条例上認められないシステムと紐付けできないように制御する。 ・個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ・個人番号利用業務以外の業務から所管事務情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。 ・システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・システムには事務に必要な項目しか保有しない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は一意のICカードを保有し、ICカードを厳重に管理している。 ・ICカードによる端末の操作者認証を行う。 ・システムを利用する職員は一意に割当てられた職員IDとそれに対応するパスワードの入力によりユーザ認証を行う。 <p>町田市情報セキュリティポリシーにより規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。 「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」として以下の項目を定めている。 1 秘密の保持 2 第三者への提供の禁止 3 指示目的以外の利用の禁止 4 事故発生時の報告義務 5 無許可による再委託の禁止 6 複写又は複製の禁止 7 情報の管理義務及び返還義務 8 立ち入り調査 9 監査への協力 10 保証 11 成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属 12 セキュリティ事故の対応マニュアルの作成 13 情報の取扱いに関する教育の履行 14 情報セキュリティ対策実施状況の報告 15 守秘義務違反等の場合、法令及び契約条項に定める措置(告発、損害賠償等)		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先に遵守の監督・指導することを定めている。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

（秘密の保持）

- 1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

（第三者への提供の禁止）

- 2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（指示目的以外の利用の禁止）

- 3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

（事故発生時の報告義務）

- 4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、直ちに甲に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。

（再委託の禁止）

- 5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社を含む。）に委託してはならない。

（再委託における遵守事項）

- 6 乙は、受託業務の処理を委託する場合（2 以上の段階にわたる委託を含む。）は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - （1）契約条項に基づいて乙が遵守すべき事項について、乙と同様に委託先にも遵守させること。
 - （2）故意又は過失を問わず委託先が行った一切の行為について、連帯して責任を負うこと。
 - （3）委託先と委託に関する契約を締結し、当該契約書の写しを甲へ提出すること。
 - （4）適正な履行を確認するために、定期的に委託先への調査を実施し、甲からその書類の提出を求められたときには速やかに提出すること。
 - （5）委託先において事故が生じたときは、直ちに乙に連絡させるとともに、報告書を提出させること。
 - （6）承認内容に変更が生じた場合には速やかに再申請すること。なお、長期継続契約については、年度更新時に変更がないか確認し、報告すること。

（複写又は複製の禁止）

- 7 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写又は複製が必要な場合は、その旨書面で提出し、甲から承認を得ることにより、複写又は複製することができる。

（情報の管理義務及び返還義務）

- 8 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故を防止しなければならない。

（1）施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

（2）情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、甲に「情報の借用に関する確

認書」を提出しなければならない。

(3) 情報の利用

乙は、甲から借用した情報を、USBメモリ等の可搬記憶媒体で取り扱ってはならず、やむを得ない場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を得なければならない。甲から借用した情報を可搬記憶媒体で持ち出す際は、データを暗号化するとともに日時、用途、内容等を記録し、利用状況を定期的に甲に報告しなければならない。

(4) 情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、甲に「情報の返還に関する確認書」を提出しなければならない。

(5) 情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還若しくは納入する物又は特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去又は廃棄するものとする。また、甲に「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を提出しなければならない。

(6) 外国に所在するサーバ等の使用

乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して個人情報を取り扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、甲に「外国に所在するサーバ等の設備の使用に関する確認書」を提出しなければならない。

(立ち入り調査)

- 9 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、乙及び乙の委託先に対して立ち入り調査を実施することができる。なお、甲は指定する者に調査を行わせることができる。

(監査への協力)

- 10 乙は、甲が受ける情報セキュリティ監査等に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(履行体制図及び対応マニュアルの作成)

- 11 乙は、業務の履行体制図及び情報の漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

- 12 乙は、個人情報等の重要な情報資産を取り扱う場合及び甲の求めがある場合、情報セキュリティ対策の実施状況を書面により報告しなければならない。なお、甲の求める範囲がISMS（ISO 27001）の認証又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又はこれに準ずる第三者認証により証明できる場合は、それらの登録証の写しを提出することでこれに代えることができる。

(守秘義務違反等の場合の措置)

- 13 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償請求等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

- 14 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

- 15 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

- 16 甲は、本契約に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表するものとする。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・番号法及び条例上認められる場合のみ提供及び移転を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。 磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課（以下「データ利用課」という。）の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	
--	--

<p>その他の措置の内容</p>	<p>物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜事務室における措置＞ ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退室管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</p> <p>＜クラウド環境における措置＞ ①クラウド事業者については政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント（端末）及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル（パターンファイル）を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続（インターネット接続を含む）におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行っている。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト（ログオフ）、画面表示を起動初期状態（情報の検索結果などが表示されていない状態）にする等</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>＜クラウド環境における措置＞ ①クラウド事業者は利用者のデータに許可なくアクセスしない契約等となっている。 ②クラウド事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、クラウド環境に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、クラウド環境に対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤クラウド事業者は、クラウド環境に導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥クラウド環境の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦クラウド事業者の運用保守地点からクラウド環境への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、クラウド事業者が許可なくアクセスできないよう対策を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input checked="" type="checkbox"/>] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行う。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては地方公務員法等に基づく懲戒の対象とする。</p> <p>・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシーにより規定</p> <p>・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。</p> <p>・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。</p> <p>・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。</p> <p>・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><クラウド環境における措置></p> <p>クラウド環境での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける開発事業者が責任を有する。</p> <p>クラウド環境での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてクラウド環境に起因する事象の場合は、開発事業者はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、クラウド環境に起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する開発事業者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体と開発事業者及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。また、請求方法について、ホームページにおいて要領を記載し、わかりやすい説明に努めている。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課 電話:042-724-4364、042-724-2146、042-724-2121 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180、050-3085-6237
②対応方法	窓口・電話・FAX等による。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年11月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年6月8日
②方法	町田市個人情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第2項の規定に基づき、同審議会に意見を求めた。
③結果	諮問内容のとおりで差し支えないとの意見を得た。 付帯意見： 委託事業者及び再委託事業者の管理、特定個人情報ファイルの取扱者全員を対象とした研修については引き続き検討を加え、特定個人情報に対するリスクの低減を図ってください。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		番号法の名称を訂正 5 保険者事務共同処理事務 6 地域支援事業事務 を追加	事前	
平成28年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		6 地域支援事業事務 ・被保険者証発行機能・償還申請支払機能・高額介護予防サービス費相当支払機能・高額介護予防サービス費相当処理機能・負担額減免機能・国保連携機能・事業対象者管理機能 を追加	事前	
平成28年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4		伝送通信ソフトのシステム名称・機能・接続状況を新設	事前	
平成28年12月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項に8、11、108及び 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、120) 並びに 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、同条第7号、第3条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、第5条第2号、第6条第1号、同条第4号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第5号、第15条第5号、第19条第1号レ、第25条第3号ハ、第25条の2第2号、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第47条、第49条第2号ホ、第55条第6号ロ、第55条の2第5号 ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第25条第3号ハ、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第46条、第47条 を追加	事前	
平成28年12月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署		高齢者福祉課 を追加	事前	
平成28年12月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鈴木 秀行	唐澤 祐一、奥山 孝	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲:その必要性 ④記録される項目:その妥当性 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的 ⑤使用方法及び情報の突合 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報		地域支援事業を追加	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署		高齢者福祉課を追加	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体:使用部署		いきいき総務課、市民部市民課、忠生市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、鶴川市民センター、堺市民センター、小山市民センターを削除	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無(件数)	5件	6件	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 アイネス	富士通 株式会社	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		保険者事務共同処理事務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)を新設	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 20件 移転を行っている 7件	提供を行っている 32件 移転を行っている 4件	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先6、7、21、24、25、26、27、28、29、30、31、32 を新設	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	市民部市民課	別表1を参照 ※移転先2～7を削除し、別表1に集約 (いきいき生活部保険年金課・高齢者福祉課、地域福祉部障がい福祉課・福祉総務課)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	住民基本台帳事務	別表1を参照	事前	
平成28年12月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先		高齢者福祉課 電話 FAX を追加	事前	
平成28年12月28日	V 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2015/6/8	2016/12/12	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、120) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、94の項) 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(93の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、119) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、同条第7号、第3条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、第5条第2号、第6条第1号、同条第4号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第5号、第15条第5号、第19条第1号レ、第25条第3号ハ、第25条の2第2号、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第47条、第49条第2号ホ、第55条第6号口、第55条の2第5号 ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第25条第3号ハ、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第46条、第47条	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号口、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第2号口、同条第6号口、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号口、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号口、同条第8号口、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二 ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第46条、第47条	事前	
平成30年1月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	唐澤 祐一、奥山 孝	唐澤 祐一、横山 隆章	事前	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	株式会社 アイネス	富士通 株式会社	事前	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供移転の有無	提供を行っている 32件	提供を行っている 31件	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 変更前 提供先22から32 変更後 提供先22から31		提供先22の内容をすべて削除し、提供先23の内容を提供先22とする。以降提供先32までを同様に修正	事前	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 変更前 提供先30 変更後 提供先29 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 変更前 提供先32 変更後 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(120項)	番号法第19条第7号別表第2(119項)	事前	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1~4	別表1	別表1を削除し、移転先1~4として地域福祉部生活援護課、いきいき生活部保険年金課に再定義	事前	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 別添1 特定個人情報ファイル記録項目	個人情報業務登録票 介護保険給付管理 2016.5.9変更 個人情報コンピュータ処理等登録票 介護保険給付管理 2014.10.20変更	以下の帳票を差し替え 個人情報業務登録票 介護保険給付管理 2017.3.13変更 個人情報コンピュータ処理等登録票 介護保険給付管理 2017.3.13変更	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	<p>Ⅲ リスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>ルールの内容及びルール順守の確認方法</p>	<p>磁気データの管理と取扱いに関する要綱により規定</p> <p>第5 磁気データの利用</p> <p>1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。</p> <p>2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。</p> <p>3 前項の規定により、個人情報に係る処理を行うときは、町田市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>町田市個人情報保護条例により規定(目的外利用、外部提供の制限)</p> <p>第13条 実施機関は、収集した保有個人情報について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)及び市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。</p>	<p>磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定</p> <p>第5 磁気データの利用</p> <p>1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。</p> <p>2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。</p> <p>3 前項の規定により、個人情報に係る処理を行うときは、町田市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>町田市個人情報保護条例により規定(目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第13条 実施機関は、収集した保有個人情報(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)及び市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報について、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。</p>	事前	
平成31年2月28日	<p>I 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>		<p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>・別表第2の主務省令における情報提供の根拠</p> <p>第47条を第47条第1号に変更し、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロの後に、同条第9号ハを追加</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		所属長名を削除し、いきいき生活部介護保険課長、高齢者福祉課長に変更	事後	
令和2年9月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、119)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、109、120)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号口、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号口、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第2号口、同条第6号口、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号口、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、同条第2号口、同条第8号口、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号口、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号口、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号口、同条第7号、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号ニ、同条第2号ニ、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号口、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条第1号、同条第16号へ第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、同条第2号口、同条第8号口、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ	事前	
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22から29		提供先22を新規に追加 従前の提供先22の内容を提供先23とする。以降提供先28までを同様に修正 従前の提供先29を削除	事前	
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(119項)	番号法第19条第7号別表第2(120項)	事前	
令和2年9月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	委託先については契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を添付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ リスク対策		「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」、「受託業務の一部を再委託することに関する承認書」、「受託業務の一部を再委託することに関する承認申請書」を追加	事前	
令和2年9月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2016/11/25	2019/11/15	事前	
令和2年9月30日	V 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2016/12/12	2020/6/8	事前	
令和4年3月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号ロ、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条第1号、同条第16号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第3条第4号、同条第5号ロ、同条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号イ、同条第6号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	事前	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1及び4 ③委託先名	富士通 株式会社	富士通Japan 株式会社	事後	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～31 移転先1～3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 別添1 特定個人情報ファイル記録項目	個人情報業務登録票 介護保険給付管理 2017.3.13変更	以下の帳票を差し替え 個人情報業務登録票 介護保険給付管理 2021.3.8変更	事後	
令和5年3月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	町田市は、「介護保険法」及び「町田市介護保険条例」等に基づき、被保険者に対して資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、給付事務を行っている。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	町田市は、「介護保険法」、「町田市介護保険条例」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」等に基づき、被保険者に対して資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、給付事務を行っている。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5①システムの名称		申請管理システム	事後	
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5①システムの機能追加		本システムの主な機能は次のとおり。 1 オンライン申請情報の取得機能 ・サービス検索・電子申請機能からのオンライン申請情報を取得する機能 2 オンライン申請情報の管理機能 ・オンライン申請情報を一元管理する機能 3 業務システムとの連携機能 ・オンライン申請情報を業務システムへ連携する機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム システム5③他のシステムとの接続		その他 サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム システム6①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム システム6②システムの機能		本システムの主な機能は次のとおり。 1 住民向け機能 ・市民が、自身の受けられるサービスを検索し、申請できる機能 2 地方公共団体向け機能 ・地方自治体が、市民の申請データを、画面で確認または受信できる機能	事後	
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム システム6③他のシステムとの接続		その他 申請管理システム	事後	
令和5年3月15日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠		101項	事前	
令和5年3月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第3号、同条第4号口、同条第9号ハ、第3条第4号、同条第5号口、同条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号イ、同条第6号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号口、同条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号口、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40号ハ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号口、同条第8号口、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第4号、同条第5号口、同条第11号ハ、第3条第5号、同条第6号口、同条第12号ハ、第5条第2号、第6条第3号イ、同条第8号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号口、同条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号口、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40号ハ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号口、同条第8号口、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	事前	
令和5年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	宛名システム兼連携システム	宛名システム兼連携システム、サービス検索・電子申請機能		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和5年10月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者福祉課	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課	事後	
令和5年10月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	いきいき生活部介護保険課長、高齢者福祉課長	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課長	事後	
令和5年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者福祉課	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課	事後	
令和5年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者福祉課	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<p><コンピュータ室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる等)を禁止している。 ・室内の撮影等を禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれのある通信機器を含む)の持ち込みを禁止している。 <p>設備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空調設備、消火設備等 <p><事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退室管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p>	<p><事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退室管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><クラウド環境における措置></p> <p>① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き) ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>(続き) ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップは同じデータセンター内の本番環境とは別のサーバー内に保存される。</p>		
令和5年10月1日	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>・町田市では、個人情報保護条例において、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。所管事務においても、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・申請・届出等の窓口において申請・届出等の内容や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・本人確認は、番号法第16条の規定に基づき対応する。 ・必要に応じたシステムへの情報入力後、入力内容の確認を厳格に行う。 ・申請書等の記載内容については、記載例を明示しており誤りがない記載に誘導できる。 ・申請書等に記載された情報以外は入力できないシステム仕様になっている。</p>	<p>・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・申請・届出等の窓口において申請・届出等の内容や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・本人確認は、番号法第16条の規定に基づき対応する。 ・必要に応じたシステムへの情報入力後、入力内容の確認を厳格に行う。 ・申請書等の記載内容については、記載例を明示しており誤りがない記載に誘導できる。 ・申請書等に記載された情報以外は入力できないシステム仕様になっている。</p>	事後	<p>個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市では、個人情報保護条例において、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。所管事務においても、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・宛名システム兼連携システム等における個人番号を番号法及び条例上認められないシステムと紐付けできないように制御する。 ・個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ・個人番号利用業務以外の業務から所管事務情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。 ・システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・システムには事務に必要な項目しか保有しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・宛名システム兼連携システム等における個人番号を番号法及び条例上認められないシステムと紐付けできないように制御する。 ・個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ・個人番号利用業務以外の業務から所管事務情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。 ・システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・システムには事務に必要な項目しか保有しない。 	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 規定の内容	<p>委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。</p> <p>「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」として以下の項目を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘密の保持 2 第三者への提供の禁止 3 指示目的以外の利用の禁止 4 事故発生時の報告義務 5 無許可による再委託の禁止 6 複写又は複製の禁止 7 情報の管理義務及び返還義務 8 立ち入り調査 9 監査への協力 10 保証 11 成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属 12 セキュリティ事故の対応マニュアルの作成 13 情報の取扱いに関する教育の履行 14 情報セキュリティ対策実施状況の報告 15 守秘義務違反等の場合、法令及び契約条項に定める措置(告発、損害賠償等) 	<p>委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。</p> <p>「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」として以下の項目を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘密の保持 2 第三者への提供の禁止 3 指示目的以外の利用の禁止 4 事故発生時の報告義務 5 無許可による再委託の禁止 6 複写又は複製の禁止 7 情報の管理義務及び返還義務 8 立ち入り調査 9 監査への協力 10 保証 11 成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属 12 セキュリティ事故の対応マニュアルの作成 13 情報の取扱いに関する教育の履行 14 情報セキュリティ対策実施状況の報告 15 守秘義務違反等の場合、法令及び契約条項に定める措置(告発、損害賠償等) 	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	<p>Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・番号法及び条例上認められる場合のみ提供及び移転を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。</p> <p>磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。</p> <p>2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。</p> <p>3 前項の規定により、個人情報に係る処理を行うときは、町田市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>町田市個人情報保護条例により規定 (目的外利用及び外部提供の制限) 第13条 実施機関は、収集した保有個人情報(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)及び市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。</p>	<p>・番号法及び条例上認められる場合のみ提供及び移転を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。</p> <p>磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。</p> <p>2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。</p>	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
		<p>(続き) 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報について、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。</p>			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 <コンピュータ室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる等)を禁止している。 ・室内の撮影等を禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれのある通信機器を含む)の持ち込みを禁止している。 <p>設備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空調設備、消火設備等 <p><事務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退室管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p>	<p>物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 <事務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退室管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</p> <p><クラウド環境における措置></p> <p>①クラウド事業者については政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き) ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。</p>	<p>(続き) 技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行っている。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行っている。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き) ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>(続き) <クラウド環境における措置> ①クラウド事業者は利用者のデータに許可なくアクセスしない契約等となっている。 ②クラウド事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、クラウド環境に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、クラウド環境に対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤クラウド事業者は、クラウド環境に導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥クラウド環境の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦クラウド事業者の運用保守地点からクラウド環境への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、クラウド事業者が許可なくアクセスできないよう対策を講じる。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク	—	<p><クラウド環境における措置> クラウド環境での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける開発事業者が責任を有する。 クラウド環境での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてクラウド環境に起因する事象の場合は、開発事業者はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、クラウド環境に起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する開発事業者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体と開発事業者及び関係者で協議を行う。</p>	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和5年10月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者福祉課 電話:042-724-4364、042-724-2146 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課 電話:042-724-4364、042-724-2146 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180	事後	
令和7年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法)、101項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の100の項、別表の135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、109、120) 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項) 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項) <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p>	<p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>131、132、160の項</p>	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <p>・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第4号、同条第5号ロ、同条第11号ハ、 第3条第5号、同条第6号ロ、同条第12号ハ、第5 条第2号、第6条第3号イ、同条第8号ロ、第7条 第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、 第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、 同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同 条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同 条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同 条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、 第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第 31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号 イ、第32条第1号ニ、同条第2号ニ、同条第3号、 第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11 号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3 号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号 レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40 号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、同条第 2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2 第1号ハ、第59条の3第3号ニ</p> <p>・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第46条、第47条</p>			
令和7年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財 務部納税課	事後	個人情報保護法施行に伴う、 個人情報保護条例に係る記 述の削除のため、重要な変更 に該当しない
令和7年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課 長	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課 長、財務部納税課長	事後	個人情報保護法施行に伴う、 個人情報保護条例に係る記 述の削除のため、重要な変更 に該当しない
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティデータ	株式会社 NTTデータ	事後	商号変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7		委託事項7：帳票印刷・封入封緘業務 ①委託内容：介護保険システムから出力した情報の帳票印刷、封入封緘業務 ②委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ③委託先名：NTT印刷株式会社 ④再委託の有無：再委託する ⑤再委託の許諾方法：原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。 ⑥再委託事項：上記、再委託承認書の内容による。	事前	委託先の追加
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8		委託事項8：介護保険料徴収補助業務 ①委託内容：介護保険料の徴収にかかる来庁者受付業務、収納管理業務、滞納整理に関する業務 ②委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ③委託先名：株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター ④再委託の有無：再委託する ⑤再委託の許諾方法：原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。 ⑥再委託事項：上記、再委託承認書の内容による。	事後	委託先の追加
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(1項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2	全国健康保険協会	健康保険組合	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(2項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(3項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3	健康保険組合	全国健康保険協会	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(3項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(6項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(4項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(7項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	加員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5	全国健康保険協会	都道府県知事	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(6項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(11項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6	都道府県知事	市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(8項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(15項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7	市町村長	市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(11項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(27項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8	都道府県知事等	都道府県知事	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(26項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(38項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9	社会福祉協議会	都道府県知事等	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(30項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(33項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(56項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(39項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(65項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長又は国民健康保険組合	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(42項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13	市町村長	市町村長又は国民健康保険組合	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(56の2項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(70項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14	地方公務員共済組合	市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(58項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(80項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15	市町村長	地方公務員共済組合	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(61項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(83項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16	市町村長	市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(62項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(86項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17	後期高齢者医療広域連合	市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(80項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(87項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18	都道府県知事等	市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(87項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(108項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	後期高齢者医療広域連合	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(90項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20	市町村長	後期高齢者医療広域連合	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(94項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(116項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(108項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(125項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22	厚生労働大臣	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(117項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(128項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23	厚生労働大臣又は共済組合等	市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(95項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(132項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24	全国健康保険協会	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(5項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(137項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25	市町村長	都道府県知事又は市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(17項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(144項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(22項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(145項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(43項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(158項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事等	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(81項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(161項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(97項)	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30	都道府県知事又は市町村長	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(109項)	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31	都道府県知事	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(120項)	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先31 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号別表第2(26項)	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号別表第2(42項)	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号別表第2(80項)	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115項)	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142	事前	組織改正に伴う変更
令和7年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課 電話:042-724-4364、042-724-2146 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課 電話:042-724-4364、042-724-2146、042-724-2121 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180、050-3085-6237	事後	組織改正に伴う変更
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4:帳票印刷・封入封緘業務 ①委託内容:介護保険システムから出力した情報の帳票印刷、封入封緘業務 ②委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ③委託先名:富士通Japan株式会社 ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。 ⑥再委託事項:上記、再委託承認書の内容による。	削除	事後	委託終了

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4削除後記載	委託事項4:要介護(要支援)認定調査日程調整業務 ①委託内容:要介護(要支援)認定調査日程調整に係る事務 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター ④再委託の有無:再委託する ⑤再委託の許諾方法:原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。 ⑥再委託事項:上記、再委託承認書の内容による。	事後	委託先の追加